高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第６号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年４月３日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

東名阪道集中工事に伴う料金調整の実施について

１．東名阪道集中工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、迂回を目的として、⑷に掲げる指定インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）１で流入し、指定ＩＣ２で流出するＥＴＣ車。ただし、⑸に掲げるいずれかの接続部を経由して利用する場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年４月６日から令和８年４月24日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
近畿自動車道尾鷲多気線　勢和多気ＩＣから紀伊長島ＩＣまでの各ＩＣ	名古屋環状２号線　各ＩＣ
近畿自動車道伊勢線　芸濃ＩＣから伊勢ＩＣまでの各ＩＣ 近畿自動車道名古屋亀山線　桑名東ＩＣから亀山ＩＣまでの各ＩＣ 近畿自動車道名古屋神戸線　菰野ＩＣ及び鈴鹿ＰＡスマートＩＣ 東海環状自動車道　東員ＩＣからいなべＩＣまでの各ＩＣ	名古屋高速道路公社の管理する道路の各入口・出口

⑸　対象接続部

第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状２号線又は名古屋市道高速２号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状２号線との接続部

⑹　料金算定の特例

料金調整額の算出にあたって、別添に掲げるＩＣについては、同一のＩＣとして取扱う。

⑺　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

別添

1	千音寺南ＩＣ	大治南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
	名古屋西ＩＣ		
2	大治北ＩＣ	甚目寺南ＩＣ	—
3	甚目寺北ＩＣ	清洲西ＩＣ	—
4	清洲東第一ＩＣ	清洲東第二ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
5	平田ＩＣ	山田西ＩＣ（清洲ジャンクション方面への通行を除く）	—
6	山田東ＩＣ（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
7	松河戸ＩＣ	小幡ＩＣ	—
8	大森ＩＣ	引山ＩＣ	—
9	上社ＩＣ	上社南ＩＣ	—
10	名古屋高速道路公社が管理する尾頭橋出口	名古屋高速道路公社が管理する白川入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する山王入口
11	名古屋高速道路公社が管理する鳥森入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する黄金入口・出口	—
12	名古屋高速道路公社が管理する六番北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する六番南入口・出口	—
13	名古屋高速道路公社が管理する港明入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する木場入口・出口	—
14	名古屋高速道路公社が管理する堀田入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する呼続入口・出口	—